

# 第26回山下太郎地域文化奨励賞募集要項

## 1 応募資格

秋田県内において、地域文化向上のため、学問、技術、芸術等の研究を継続的に行い、優れた研究実績をあげている個人及び団体（グループ）を対象とします。

## 2 受賞件数及び授与

受賞件数は1件以内とし、受賞者には表彰状と副賞30万円を授与します。

## 3 提出書類

- (1) 山下太郎地域文化奨励賞応募申請書
- (2) 市町村長、又は関係団体（関係機関）長の推薦書
- (3) 申請者略歴（団体の場合は代表者略歴・事業活動の概要を記載し、会員名簿を添付する）
- (4) 対象となる研究業績の概要（1000字以内）
- (5) これまでの研究業績リスト（発表論文・発行図書・作品の写真等、提出が可能なものは添付する）
- (6) 今後の研究課題及び研究計画（1000字以内）

※ 提出書類は所定の様式により提出してください。

※ 提出書類の不足や記入不備の場合、選考から除外することもあります。

※ 提出書類は受賞の可否に拘わらず返却しません。

## 4 募集期間

平成29年3月1日から平成29年3月31日（必着）

## 5 申請書類請求及び提出先

一般財団法人山下太郎顕彰育英会

〒013-0521 秋田県横手市大森町字大森145番地

※申請書類は本会ホームページ(<http://yamaiku.jp/>)から取得するか、「地域文化申請書類請求」と明記し、140円分の切手同封のうえ、郵送により請求してください。

## 6 受賞発表

平成29年5月下旬（予定）、受賞の可否を応募者全員に文書で通知するとともに、受賞者については公表いたします。

（受賞の可否について、電話等による直接のお問い合わせにはお答えいたしかねますので、その旨ご了承ください。）

## 7 その他

- （1）以前に「山下太郎地域文化奨励賞」を受賞された方のご応募はご遠慮願います。
- （2）ご不明の点は、本会事務局（電話0182-26-3500）までお問い合わせください。